

一般廃棄物の収集運搬業
及び処分業の許可に係る
申請の手引き

むつ市

目次

一般廃棄物処理業許可申請書及び添付書類一覧表	P 1
一般廃棄物の収集運搬業及び処分業の許可について	P 2
一般廃棄物の収集運搬業及び処分業に係る許可方針について	P 2
一般廃棄物の収集運搬業及び処分業の許可基準について	P 3
一般廃棄物の収集運搬業及び処分業の許可申請について	P 4
一般廃棄物の収集運搬業及び処分業の許可申請書の作成	P 5
届出に必要な場合及びその具体例	P 8
業務を行うに当たっての遵守事項	P 9
実績報告について	P 9
許可証の交付について	P 9

(様式集)

むつ市一般廃棄物収集運搬業・処分業許可申請書	P 10
事業計画書(様式第1号)	P 11
従業員名簿一覧表(様式第2号)	P 12
法第7条第5項第4号の規定に該当しない者である旨の申出書(様式第3号)	P 13
事業開始資金記載書(様式第4号)	P 14
資産調書(様式第5号)	P 15
契約事業所一覧表(様式第6号)	P 16
契約計画書(様式第7号)	P 17
誓約書(様式第8号)	P 18
車両一覧表(様式第9号)	P 19
車両整備計画書(様式第10号)	P 20
一般廃棄物積替え保管実施計画書(様式第11号)	P 21
収集運搬年間作業一覧表(様式第12号)	P 22
処分計画書(様式第13号)	P 23

一般廃棄物処理業許可申請書及び添付書類一覧

no.	書類名	必要な書類		備考
		収集運搬	処分	
1	許可申請書 (規則 様式第2号)			
2	事業計画書 (要綱 様式第1号)			
3	従業員名簿一覧表 (要綱 様式第2号)			
4	法第7条第5項第4号の規定に該当しない者である旨の申出書 (要綱 様式第3号)			
5	事業開始資金記載書 (要綱 様式第4号)			
6	資産調書 (要綱 様式第5号)			
	申請者が個人の場合	-	-	
7	営業証明書			
8	納税証明書			最新年度の原本
9	所得課税証明書			過去2年度の原本
	申請者が法人の場合	-	-	
10	納税証明書			最新年度の原本
11	登記簿謄本、定款			最新年度の原本
12	決算報告書			過去2年の写し(ない場合は所得税申告書の写し)
13	貸借対照表(決算報告書に含まれている場合は必要無し)			過去2年の写し
14	損益計算書(")			過去2年の写し
		-	-	
15	契約事業所一覧表 (要綱 様式第6号)			見込含む
16	契約計画書 (要綱 様式第7号)			
17	誓約書 (要綱 様式第8号)			
18	講習等の修了証			写し
19	産業廃棄物の許可証			写し
		-	-	
20	車両一覧表 (要綱 様式第9号)			
21	車両整備計画書 (要綱 様式第10号)			
22	一般廃棄物積替え保管実施計画書 (要綱 様式第11号)			
23	年間作業計画書 (要綱 様式第12号)			
24	車両の写真			
25	車両の自動車検査証			写し
26	車両の自動車保険契約書			写し
		-	-	
27	処分計画書 (要綱 様式第13号)			
28	処理フローシート			
29	施設の位置図、見取り図			
30	施設の構造、設備の設計図面			
31	設備の設計計算書及び仕様書			
32	処理施設の設計計算書等の関係書類及び図面			
33	許可事項変更申請書 (規則 様式第3号)			
34	許可証再交付申請書 (規則 様式第4号)	-	-	
35	廃止届 (規則 様式第7号)			
36	変更届 (規則 様式第8号)			

許可申請時(新規・更新)に必要なもの 印。 申請内容に変更が生じた時に必要なもの 印

一般廃棄物の収集運搬業及び処分業の許可について

むつ市の行政区域において一般廃棄物の収集運搬及び処分を業として行おうとする者は、むつ市長の許可を受けなければなりません。廃棄物の処理及び清掃に関する法律、むつ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、むつ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則及びむつ市一般廃棄物処理業許可取扱要綱等に定める諸条件を満たしていることが必要となりますので、関係書類を添えて申請してください。

主な許可条件は次のとおりです。

- (1) 申請者自らが業務を実施すること。
- (2) 許可等に係る区域外において業務を行わないこと。
- (3) 一般廃棄物の分別収集を徹底し、資源物の回収を積極的に実施すること。
- (4) 許可等に係る車両以外で一般廃棄物の収集及び運搬を行わないこと。
- (5) 許可等に係る車両及び機材等は、清潔の保持に努め、衛生的に管理すること。
- (6) 許可等に係る車両を洗車する場合には、廃棄物等を飛散させ、又は流出させないこと。
- (7) 収集及び運搬時に道路を汚したときは、速やかに清掃すること。
- (8) 下北地域一般廃棄物等処理施設への搬入に当たっては、係員の指示に従うこと。
- (9) 一般廃棄物の処理に関する知識の向上を図ること。
- (10) 事故等が発生した場合には、速やかに報告すること。
- (11) 毎月の実績を翌月の10日までに市長に報告すること。
- (12) 許可申請の内容等に変更が生じた場合には、速やかに報告すること。
- (13) 車両の両側に事業者名を標記するものとし、磁石式のものは認めない。
- (14) 従事者は、原則として常庸とすること。

一般廃棄物の収集運搬業及び処分業の許可方針について

- (1) 廃棄物の分別を徹底的に行うものであること。
- (2) 廃棄物の減量化及び資源化を積極的に推進するものであること。
- (3) むつ市の一般廃棄物処理に協力するものであること。

一般廃棄物の収集運搬業及び処分業の許可基準について

(1) 収集運搬業の施設に係る基準

- ア 別表第1に掲げる区分に応じた収集運搬車両(以下「車両」という。)を有すること。
- イ 廃棄物が飛散し、若しくは流出し、又は悪臭が漏れるおそれのない車両を有すること。
- ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第4条の5に規定する期間を継続して使用できる車両を有すること。
- エ 全ての車両について、保管場所を有していること。
- オ 車両の洗車場所を確保していること。

(2) 処分業の施設に係る基準

- ア 処分方法及び処分先が適正であること。
- イ 処理施設の種類、数量及び設置場所が適正であり、処理能力が備わっていること。

(3) 許可等を申請者する者(以下「申請者」という。)の能力に係る基準

- ア 法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。
- イ 財団法人日本環境衛生センター等が主催する一般廃棄物の収集運搬及び処分事業者セミナー又は財団法人日本産業廃棄物処理振興センター等が主催する産業廃棄物処理業許可申請講習会(以下「講習会等」という。)を受講していること。
- ウ 市内に住所(法人にあつては、事業所)を有すること。
- エ 市税等の滞納がないこと。
- オ 取り扱う一般廃棄物の種類が明確であること。
- カ 処理業の対象となる契約者を有し、又は契約をする予定があること。
- キ 許可更新を申請する場合には、申請前1年以内に業務実績があること。

一般廃棄物の収集運搬業及び処分業の許可申請について

1. 申請の手続き

(1) 申請の期間

申請者は、原則として許可を受けようとする1ヶ月前までに所定の書類を添えて申請してください。

(2) 申請の場所

むつ市役所 民生部 環境政策課
廃棄物対策グループ
むつ市中央一丁目8番1号
電話 0175 - 22 - 1111
FAX 0175 - 22 - 5825

(3) 提出部数、規格

1部
A4判

(4) 提出方法

許可申請書に所定の添付書類を添えて提出してください。
提出にあたっては、直接持参してください。

(5) 許可申請手数料

2,000円

許可申請書受理後、納付書を渡しますので納期限までに納入してください。

(6) 実地検査

許可にあたっては、申請内容の確認を行うため関係職員による実地検査を行います。ただし、許可の更新において申請内容に変更のない場合には、これを省略することができるものとします。

一般廃棄物収集運搬業及び処分業の許可申請の作成について

許可申請にあたっては、許可申請書に添付書類（一式）を添えて提出して下さい。

1 許可申請書（規則 様式第2号）

収集運搬業、処分業共通です。

(1) 取扱一般廃棄物の種類

ごみ・汚泥・その他のうち該当するものに○で囲むこと。

(2) 収集、運搬及び処分の別

収集・運搬・処分のうち該当するものに○で囲むこと。

(3) 営業の区域

「むつ市全域」と記入してください。

ただし、場合によっては区域を限定して許可をする場合もあります。

処分業においては、記入の必要はありません。

(4) 収集、運搬用車両

収集運搬に使用する車両を記入すること。

例えば

塵芥車1台、ダンプ車2台、キャブオーバ2台など

処分業においては、記入の必要はありません。

(5) 従業員の数

収集運搬業務に従事しない役員を除く従業員数を記入すること。

(6) 処理料金及び料金徴収の方法

料金の取り方、徴収方法について記入してください。

例えば

月5,000円（定額）、月末徴収

随時徴収、10キロ10円など

(7) 既に許可を有している場合にあつては、その許可番号

既に有している他市町村の許可番号や、産業廃棄物の許可番号など、許可を受けているものすべてを記入してください。

2 添付書類

(1) 共通書類（収集運搬・処分業）について

① 事業計画書（要綱 様式第1号）

事業の目的、事業の経緯、事業の概要、その他についてできるだけ具体的に記入すること。

② 従業員名簿一覧表（要綱 様式第2号）

廃棄物処理に従事する者に、○印をつけてください。

自動車免許の該当する欄に、○印をつけてください。

一般講習、産廃講習を受講し、修了証を持っている者に、○印をつけてください。

③ 法第7条第5項第4号の規定に該当しない者である旨の申出書(要綱 様式第3号)

④ 当該事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を記する書類

ア. 事業開始資金記載書 (要綱 様式第4号)

事業を開始する時の資金についてできるだけ詳しく記入してください。

イ. 資産調書 (要綱 様式第5号)

自己の資産についてできるだけ詳しく正確に記入して下さい。

ウ. 申請者が個人の場合

(1) 営業証明書

(2) 納税証明書(最新のもの)

(3) 所得課税証明書(過去2年のもの)

エ. 申請者が法人の場合

(1) 登記簿謄本、定款

(2) 決算報告書(写し、過去2年のもの)

(3) 貸借対照表(決算報告書に含まれている場合は必要ありません)

(4) 損益計算書(決算報告書に含まれている場合は必要ありません)

⑤ 契約事業所一覧表(要綱 様式第6号)

契約している事業所について記入してください。

⑥ 契約計画書(要綱 様式第7号)

契約見込み事業所を含みます。

⑦ 誓約書(要綱 様式第8号)

⑧ 当該業を的確に行うに足りる知識及び技能を有することを証する書類

財団法人日本環境衛生センター主催の「一般廃棄物実務管理者講習」等、又は財団法人日本産業廃棄物処理振興センター主催の「産業廃棄物処理業許可申請講習会」等を修了していることが必要です。修了証(写し)を添付して下さい。

⑨ 産業廃棄物の許可証

産業廃棄物収集運搬の許可を受けている場合には許可証(写し)を添付して下さい。

(1) 収集運搬業について

前記共通事項に加えて、次の書類を添付すること。

⑩ 車両一覧表(要綱 様式第9号)

一般廃棄物の許可を受けようとする車両についてすべて記入してください。

車両の種類ごとに記載してください。

⑪ 車両整備計画書(要綱 様式第10号)

収集運搬方法には、個別収集する時のごみの種類と容器、運搬車両。

(例 可燃は45リットルのビニール袋に入れたものを収集し塵芥車で運搬)
飛散落下対策、汚水流出対策及び悪臭対策についての記入すること。

一般廃棄物積替え保管実施計画書（要綱 様式第 1 1 号）

一般廃棄物の積替え保管を実施する場合には、記入すること。

⑬ 年間作業計画書（要綱 様式第 1 2 号）

月ごとの収集運搬計画量を記入すること。

⑭ 車両の写真

車両の正面、側面（両側）、背面の写真を添付すること。

（側面は両側に事業者名の標記を確認できること。磁石式標記不可。）

⑮ 車両の自動車検査証（写し）

⑯ 車両の自動車保険契約書（写し）

(3) 処分業について

上記共通事項に加えて、次の書類を添付すること。

⑰ 処分計画書（要綱 様式第 1 3 号）

⑱ I 処分施設関係書類

ア. 処理フローシート

イ. 施設の位置図、見取り図

ウ. 施設の構造、設備の設計図面

エ. 設備の設計計算書及び仕様書

オ. その他関係書類（貸借契約書など）

II 排ガス、排水処理等について、その性状及び処理の方法、処理施設の設計計算書など関係書類、図面を添付すること。

(4) 許可更新に係る添付書類について

許可の更新にあたっては、変更のない場合においては、一部の書類について省略できる。

届出の必要な場合及びその具体例

変更届の必要な事項	具体例	必要添付書類
氏名若しくは名称又は住所 若しくは所在地	(1)会社の名称変更	定款、商標登記簿謄本
	(2)代表者の変更	商業登記簿謄本、履歴書、 役員名簿、法第7条第5項 第4号の規定に該当しない 者である旨の申出書、誓約 書
	(3)申請者が個人の場合	住民票
事務所及び事業場の名称又 は所在地	(1)本社の移転	商業登記簿謄本、付近の見 取図
	(2)事業場等の住所の移動	付近の見取図
事業の用に供する主要な施 設並びにその設置場所及び 主要な設備の構造又は規模	(1)車両の変更	車検証の写し、車両の写真、 自賠責保険証の写し、任意 保険証の写し
	(2)車両の駐車場の所在地 の変更	付近の見取図、所有権を証 する書類
	(3)積替えの保管場所の変 更	所有権を証する書類、施設 の構造を明らかにする書類 (立面図、平面図、断面図 等)
法第7条第5項第4号チに 規定する法定代理人	申請者が営業に関し成年者 と同一の能力を有しない未 成年者の場合、その親権者 又は後見人の変更	商業登記簿謄本、法第7条 第5項第4号の規定に該当 しない者である旨の申出書
法第7条第5項第4号リに 規定する役員及び政令で定 める使用人	(1)役員の変更 (2)監査役の変更	商業登記簿謄本 従業員名簿
法第7条第5項第4号ヌに 規定する政令で定める使用 人		従業員名簿

■ 注意事項

- 1 変更届は、変更のあった日から10日以内に提出してください。(規則 様式第8号)
- 2 車両の増減、従業員の入退社については、それぞれ車両の一覧表、従業員一覧表を添付すること。
- 3 事業の範囲を変更する場合には、許可事項変更届(規則 様式第3号)を提出すること。

業務を行うに当たっての遵守事項

許可を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせないこと。
- (2) 許可等に基づいて生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡しないこと。
- (3) 車両の運行に当たっては、道路交通法に基づき安全運転に努めること。
- (4) 業務の実施に関し、手数料以外の金品を要求しないこと。
- (5) 業務に従事する者は作業を行う場合には、雇用関係を証明する書類を携帯すること。
- (6) 自己の責めに帰すべき行為により、第三者に損害を与えた場合には、直接その賠償の責任を負うこと。
- (7) 法令の解釈及び業務の実施について疑義が生じた場合には、市長の指示に従うこと。

実績報告について

毎月の実績を翌月の10日までに市長に報告すること。

許可証の交付について

市長は、審査により、許可することが適当であると認めるときは、条例第18条の規定に基づき、申請を受理した日から30日以内に許可証を発行するものとする。

様式第2号(第10条関係)

一般廃棄物処理業許可(更新)申請書

年 月 日

むつ市長 様

所在地
名称
代表者氏名
電話番号

㊞

次のとおり、一般廃棄物処理業を行いたいので申請します。

取扱一般廃棄物の種類	ごみ・汚泥・その他	
収集、運搬及び処分の別	収集・運搬・処分	
営業の区域		
収集、運搬用車両		
従業員の数		
処理料金及び料金徴収の方法		
既に業の許可を有している 場合にあつては、その許可番号 (他市町村の一般廃棄物及び 産業廃棄物並びに特別管理 産業廃棄物の許可を含む。)	都道府県・市町村名	許可番号

添付書類は、別途指示する。

事業計画書

1．事業の目的	
2．事業経緯	
3．事業の概要	
4．その他	

む つ 市 長

住所又は所在地

申請者 氏名又は名称

(代表者名)

印

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号の規定に該当しない旨の申出書

申請者、申請者の役員、政令第4条の7に定める使用人及び法定代理人は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号の規定に該当しないことを申し出ます。

参照

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号
- イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ハ この法律、浄化槽法その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しないもの
 - ニ 第7条の4第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項(これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号(第14条の6において準用する場合を含む。))に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。)であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)
 - ホ 第7条の4若しくは第14条の3の2(第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの
 - ヘ ホに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ホの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
 - ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - チ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからトまでのいずれかに該当するもの
 - リ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの
 - ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

事業開始資金記載書

内訳		金額(千円)
事業の開始に要する 資金の総額		
固定 資産	土地	
	事務所	
	収集運搬車両	
	施設	
流動 資産	自己資金	
	借入金	
	(借入先名)	
	その他	
	増資	

備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること。

資 産 調 書

1 固 定 資 産

(単位:千円)

項 目	所 有	非 所 有
	評価額・購入額	月 支 払 額
建 物		
土 地		
車 両		
機 械 ・ 装 置		
合 計		

(注) 土地、建物の評価額は、固定資産税の評価額である。

2 流 動 資 産

(単位:千円)

項 目	金 額
現 金 ・ 預 貯 金	
手 形	
有 価 証 券	
売 掛 金	
機 械 ・ 装 置	
合 計	

宛先 むつ市長

誓 約 書

住所又は所在地 _____

氏名又は名称
(代表者名) _____

私は、一般廃棄物の 収集運搬・処分 を行うに当たり、むつ市から許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者としての責務を深く自覚し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、むつ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例その他関係法令の規定を遵守し、誠実に業務を遂行することを固く誓います。

車 両 整 備 計 画 書

一般廃棄物の種類	
収集運搬方法	
飛散・流出の防止及び 悪臭発散の防止	
車両保管場所	
洗車場所	
(略図)	

一般廃棄物積替え保管実施計画書

積替え及び保管の実施	積替えのみ	積替え保管
積替え及び保管の場所		
積替え及び保管する廃棄物		
積替え及び保管の実施概要		
(略図)		

積替え及び保管の基準に対する措置

積 替 え に 関 す る 事 項	
周囲に囲い、積替え場所の表示	
飛散、流出、地下浸透、悪臭発生防止	
ねずみ、蚊、はえ、その他害虫防止	
積替え保管に関する事項 (積替えのみの場合は記入不要)	
運搬先の定め	
適切に保管できる量以内	
性状に変化のないうちに搬出	
直接荷重の場合、囲いの耐性	
積替え保管場所の表示	
屋外非容器の場合高さ	

積替え保管に関する図面・写真、及び屋外非容器の場合は制限高さの計算図面等を添付すること。

年間作業 (収集) 計画書

年	月	週稼動数	月稼動数	週収集量	月収集量
	4	回	回	kg	kg
	5	回	回	kg	kg
	6	回	回	kg	kg
	7	回	回	kg	kg
	8	回	回	kg	kg
	9	回	回	kg	kg
	1 0	回	回	kg	kg
	1 1	回	回	kg	kg
	1 2	回	回	kg	kg
	1	回	回	kg	kg
	2	回	回	kg	kg
	3	回	回	kg	kg

処 分 計 画 書

処分する一般廃棄物の種類	
処 分 の 内 容	
処 理 方 式	
処 理 予 定 量	
保 管 施 設 の 有 無	
保 管 の 方 法	
飛散・流出・浸透・悪臭 の発散の防止措置 (保 管 施 設)	
処理後の廃棄物の種類	
処理後の廃棄物の排出予定量	
処 理 後 の 廃 棄 物 の 排 出 先	

添付書類

排ガス処理等関係書類

- イ 処理フローシート
- ロ 施設の位置図、見取図
- ハ 施設の構造、設備の設計図面
- ニ 設備の設計計算書及び仕様書
- ホ その他関係書類(賃貸借契約書など)